

競技運営要綱

第1条 この要綱は、公財)茨城県サッカー協会第1種委員会・社会人連盟(以下『本会』という)の競技運営について定めたものである。

第2条 本会が運営するリーグ戦、トーナメント大会等の公式試合(以下『試合』という)に参加するチームは、本要綱を遵守しなければならない。

第3条 出場選手の資格

1. 選手は、財)茨城県サッカー協会第1種加盟団体として登録を完了した者であること。なお、選手の資格に疑義あるときは、役員会で審議する。
2. 財)日本サッカー協会にクラブ申請し、承認されたクラブチームに限り、当該クラブチームに登録された選手は、本会が主催する大会に出場できる。
3. 選手は、登録されているチーム以外で試合に出場してはならない。ただし、選抜チームにおいてはその限りではない。

第4条 選手の追加登録・移籍登録

選手の追加が生じた場合は、公財)日本サッカー協会への選手の追加登録又は移籍登録の手続きを行い、公財)日本サッカー協会が発行する選手証が交付された時点から本会が主催する試合に出場することができる。

第5条 外国人選手の登録及び試合出場人数

外国人選手の試合登録及び試合出場人数は、3名とする。ただし、予め移籍・登録の許可を公財)日本サッカー協会及び公財)茨城県サッカー協会から受理されていること。許可を受けていない外国人選手が試合登録及び出場した場合は公式試合不正出場とする。その後の処置は本要綱第14条に従い決定される。

第6条 選手証

1. 試合に出場する選手は、試合会場に公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参する。
2. 選手証には、必要事項が記入され、顔写真が貼り付けられたものであること。
3. 選手証を持参していない選手は試合に出場できない。

第7条 競技者数

1. 試合の成立人数は、試合開始時7名以上11名以内とする。
2. 11名に満たない場合、試合開始時刻に遅れた選手は、予めメンバー提出用紙に登録されている場合に限り、主審の許可を受けて途中出場することができる。

第8条 最少競技者に満たない場合の措置

試合開始時刻又は試合途中で最小競技者数7名に満たない場合又は満たなくなった場合は試合不成立とし、棄権扱いとする。その後の処置は本要綱第14条に従い決定される。

第9条 選手交替

1. 選手の交替は、メンバー提出用紙に記入してある7名の中から、各大会(リーグ戦を含む)で定めた人数(7名以内)で交代することができる。
2. 交代選手は、交代用紙に指定事項を記入し、ハーフライン付近で副審(又は予備審)に合図し、退場する選手がラインの外に出てから主審の合図で競技場に入ることができる。

第10条 ユニフォーム

1. ユニフォームは、公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に定めたものとする。(チーム名の標記、シャツへの背番号、胸番号等)
2. ユニフォームは、正・副2着を試合会場に持参する。
3. ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)の正・副とは、異なる異色の組合せとする。
4. 審判と同一色又は類似色は使用できない。

5. ユニフォームはチーム全員（ゴールキーパーは除く）が同一のシャツ・ショーツ・ソックスを着用する。不揃いの選手は試合に出場できない。
6. ユニフォームの広告掲示は公財）茨城県サッカー協会の承認を受けたものでなければならない。その他の事項は公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程第6条、第7条、第8条による。
7. 製造メーカーの標章の位置、サイズは、公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に従うものとする。
8. 各国代表及びプロチーム等のレプリカを着用して試合に出場することはできない。
9. アンダーウェア
 - 1) アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同一の色1色とする。又は、全く同じマルチカラーの柄とする。
 - 2) アンダーショーツ（タイツ）は、ショーツの主たる色又はショーツの裾の部分と同じ色とする。
 - 3) ソックスにテープ又は他のものを貼り付ける又は外部に着用する場合は、ソックス色と同一とする。上記着用は、同一チームの競技者は同一とする。

第11条 審判

1. 審判は、公財）日本サッカー協会が発行する資格（審判手帳、ワッペン）を有する審判員とする。
2. 審判員は、審判服（シャツ、ショーツ、ソックス）を着用していること。

第12条 警告・退場

1. 同一大会において試合をまたがったの累積警告の回数下記に該当した選手は、その大会の次の1試合に出場できない。
 - ①試合数が10試合未満の場合：2回
 - ②試合数が10試合以上の場合：3回
2. 退場処分を受けた選手は、次の公式戦1試合に出場できない。また、その後の措置は本要綱第14条に従い決定される。

第13条 試合開始時刻の厳守

1. 試合開始時刻を厳守し、原則として開始時刻を遅らせてはならない。
2. 試合開始時刻に遅れた場合は棄権扱いとし、その後の処置は本要綱第14条に従い決定される。

第14条 罰則

1. 本要綱及び各種大会等で定める事項を遵守しないチーム・選手等は、本会の懲罰規程に従い処分される。
2. 処分の裁定は、公財）日本サッカー協会、公財）茨城県サッカー協会、第1種委員会の規律委員会で審議・決定する。

第15条 賠償

本会は、スポーツ保険等には加入していないので、本会が主催する大会等における事故・怪我等はすべて自チームの責任において対処する。

(付 則)

1. この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
2. この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
3. この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
4. この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
5. この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
6. この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
7. この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
8. この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
9. この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。